

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

- 1 お客様、株主様、お取引先様等、全てのステークホルダーをお客様と考え、その期待にお応えできるよう行動いたします。
- 2 様々な事象に対し「迅速」に対応すると共に、現状に満足することなく「創意工夫・改善」を実行してまいります。
- 3 「適時且つ正確な情報開示」を実行すると共に、業務遂行にあたっては「高い倫理観」を持って取り組んでまいります。
- 4 「新たなサービスや価値観を創造・提供」し、経済の発展に貢献してまいります。

以上の認識のもと、当社は、企業理念として

「お客様のため、株主様のため、私たち自身のため、いかなる時も迅速に、誠実にチャレンジし続け、皆様と共に日本の未来を創造いたします。」を掲げ、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。企業理念の制定により、役職員一同の考え方・行動指針等の統一を図り、全社一丸となって社業に取り組んでおります。

また、上記「企業理念」を実践するため「行動理念」として『J・T・R・U・S・T』を別途定めております。

『J』 = 「Justice」	公正な企業経営を行います。
『T』 = 「Teamwork」	経営の根幹である「人」の個性を活かした組織を作ります。
『R』 = 「Revolution」	常に革新志向で価値創造を行います。
『U』 = 「Unique」	当社の独自性を大切にします。
『S』 = 「Safety」	お客様、ステークホルダーの皆様に安心いただけるよう努めます。
『T』 = 「Thankful」	感謝の気持ちを忘れません。

当社は監査役制度を採用しており、監査役5名のうち社外監査役は3名であります。社外監査役につきましては弁護士、公認会計士、税理士で構成されており、経営監視機能は十分発揮できているものと考えております。また、社外取締役1名を選任しており、取締役会の監督機能をより強固にする体制としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤澤 信義	14,710,000	49.02
株式会社西京銀行	1,400,000	4.67
日本振興銀行株式会社	1,320,000	4.40
レスポワール投資事業有限責任組合	1,249,600	4.16
大阪証券金融株式会社	601,000	2.00
渡部 眞佐男	274,100	0.91
株式会社SBI証券	244,100	0.81
株式会社日本ロビーインダストリアル	210,300	0.70
吉田 岳司	200,000	0.67
株式会社関東信販	200,000	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

平成22年12月に平成22年9月3日付で子会社としました株式会社ロプロを存続会社とし、Jトラストフィナンシャルサービス株式会社を吸収合併いたしました。また平成23年2月に信用保証業務の全国展開を目的として、株式会社日本保証を設立いたしました。

以上の結果、直前事業年度末における当社の連結子会社はキーノート株式会社、合同会社バルティール、バルティール債権回収株式会社、株式会社ロプロ、Jトラストシステム株式会社、西京カード株式会社、合同会社バルティール・ワン、株式会社日本保証、一般社団法人エーエスエー・ホールディングス・エイトの9社となっております。

平成23年4月には韓国の消費者金融会社であるネオラインクレジット貸付株式会社の発行済株式の全株式を取得し、海外市場へ進出いたしました。

また、当社グループにおける経営の効率化を図るため、当社の消費者向及び事業者向貸付に関する業務ならびに信用保証業務に関する事業を吸収分割の方式により、Jトラストフィナンシャルサービス株式会社(現株式会社ロプロ)が承継し、当社は当社グループ全体の経営にかかるホールディング業務に特化する体制に移行しております。

平成23年4月より、当社代表取締役社長の諮問機関としてアドバイザリーボードを設置しております。これは、社外有識者から従来の枠にとらわれない多面的な視点から意見・助言をいただき、当社グループの企業価値向上に繋がるグループ経営戦略策定に反映させるとともに、それぞれの専門分野における高度な知識・ノウハウを取り入れコンプライアンスの強化、反社会的勢力との隔絶、コーポレート・ガバナンスの更なるクオリティ向上を図ることを目的としております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
西 範行	他の会社の出身者				○				○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
西 範行		平成21年4月20日に第三者割当増資を行った株式会社西京銀行(1,400,000株)の出身者(元 常務取締役経営管理本部長) 元 当社社外監査役 当社連結子会社 株式会社日本保証社 外取締役(現任)	株式会社西京銀行において要職を歴任しており、金融業務における豊富な経験・知識を当社の経営に反映していただくため。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6名
監査役の人数	5名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と適宜意見交換を行い、情報の収集及び監査の環境整備に努めております。

また、監査役は、社長直轄で内部監査を担当している監査部との緊密な連携により、適法かつ規定通りに業務が執り行われているか監査を行っております。

なお、監査役及び監査部に役員、従業員から企業倫理に関する相談・通報等を受け付ける「企業倫理相談窓口」を設置しており、会社にとっての不利益行為の未然防止に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
内藤 欣也	弁護士									○
坪内 隆	公認会計士									○
内野 正昭	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
内藤 欣也	○	独立役員に指定しております。	弁護士として培われた豊富な経験・知識を有しており、これまで社外監査役として「取締役の経営意思決定・プロセスの監査」「内部統制システムの整備状況の監査」「コンプライアンス態勢とその運用状況の監査」「内部通報制度の監査」等に尽力されており、今後におきましても、監査機能の一層の強化とともに、一般株主とは利益相反のおそれが生じない独立役員として十分機能していただくと判断したため。
坪内 隆		——	公認会計士として高度な専門知識を有し、監査機能の一層の強化が図れるものと判断したため。
内野 正昭		——	同業界を含む事業会社で要職を歴任し、豊富な経験・知識を有し、監査機能の一層の強化が図れるものと判断したため。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

職位に基づきストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値の向上への貢献意欲や士気を一層高めるため。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第 35 期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)に支払った役員報酬の内容は以下のとおりであります。  
取締役に対する報酬124,243千円、監査役に対する報酬 32,415千円、合計156,659千円  
(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置していませんが、取締役会などの日程調整及び案内等につきましては総務部が担当し、状況により総務部担当取締役が事前説明を行い、趣意の徹底を図っております。

取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、監査役が必要とした場合は職務を補助すべく監査部を中心としたサポート体制を構築しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、月1回の定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて進捗管理、経営の重要事項及び個別案件の決議を行い、また、取締役会付議前の案件を協議する経営会議を月2回開催しております。

決定に基づく職務の執行については「組織規程」、「職務分掌規程」並びに「職務権限規程」等に基づき担当取締役が自ら業務執行するとともに、各責任者に対して指示、執行しております。また、内容が部門間にまたがるような場合には、担当取締役間において調整を行い、効率的な業務執行体制を確保しております。

会計監査につきましては、「会社法」及び「金融商品取引法」の規定に基づき、大阪監査法人により監査を受けております。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定による記載すべき利害関係はありません。

第 35 期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)において業務を執行した大阪監査法人の監査状況は以下のとおりであります。

当社の業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	継続監査年数
代表社員 業務執行社員 藤本周平	大阪監査法人	4年
代表社員 業務執行社員 安岐浩一	大阪監査法人	4年

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

当該年度における、当社の大阪監査法人への公認会計士法(昭和23年法律第 103 号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額は42,500千円であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、機動的なコーポレート・ガバナンスを維持するため、以下の体制を採用しております。

1. 当社は監査役制度を採用しております。
2. 全社の機関として取締役会、監査役、監査役会、会計監査人の機関を設置しております。
3. 現状、取締役は10名、監査役は5名であります。取締役10名のうち、社外取締役は1名であります。また、監査役5名のうち、社外監査役は3名であり、監査役会を設置しております。社外監査役につきましては、弁護士が1名、公認会計士が1名、税理士が1名となっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役を含んでおります。
4. コンプライアンス態勢の一環として取締役、監査役を中心に構成された「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、従業員一人ひとりが常に法令等の遵守を心掛ける企業風土を醸成させるために必要な社内体制を定め、その徹底と啓蒙活動を行っております。
5. 社外役員の専従スタッフは配置していませんが、取締役会などの日程調整及び案内等につきましては総務部が担当し、状況により総務部担当役員が事前説明を行い、趣意の徹底を図っております。
6. 当社代表取締役社長の諮問機関としてアドバイザーボードを設置しております。これは、社外有識者から従来の枠にとらわれない多面的な視点から意見・助言をいただき、当社グループの企業価値向上に繋がるグループ経営戦略策定に反映させるとともに、それぞれの専門分野における高度な知識・ノウハウを取り入れコンプライアンスの強化、反社会的勢力との隔絶、コーポレート・ガバナンスの更なるクオリティ向上を図ることを目的としております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページに招集通知及び決議通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間3回を目安として、個人投資家向けの説明会を実施しており、代表取締役が会社概要、事業内容、経営戦略、業績、株価推移などの説明を行っております。 平成22年度は4回開催しており、来場者数は累計約510人となっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、年次報告書又は中間報告書、招集通知、決算短信補足説明資料 (URL) <a href="http://www.jt-corp.co.jp/ir/index.html">http://www.jt-corp.co.jp/ir/index.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念及び行動理念の浸透活動を通じて、相互発展の精神を培っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>〈国際活動分野〉 当社グループでは、途上国の子どもたちにワクチンを送る運動として「エコキャップ運動」を実施しております。</p> <p>〈地域活動分野〉 当社グループでは、東日本大震災の復興に少しでもお役にいただくため、復興支援義援金を寄付しております。</p> <p>〈環境分野〉 当社グループでは、環境保全活動の一環として、「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、地球温暖化防止に取り組んでおります。</p>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において経営会議や各種委員会にて企画立案された議案に関し、その必要性、有効性を検討し、コンプライアンスの観点及び上場会社としての独立性の観点から審議し、意思決定を行っております。また、もう一方の使命である経営の透明性確保の観点からも、相互監視の大原則に則り審議を行うことを基本としております

1. 当社は監査役制度を採用しております。
2. 総務部長は法定の取締役会議事録及び任意の経営会議審議録のほか、重要な職務の執行に係る文書等を、その添付資料と共に、社内規程の定めるところによりこれを適切に保存し管理しております。また、本件資料については取締役、監査役は常時閲覧することができるものとしております。
3. コンプライアンス態勢の一環として取締役、監査役を中心に構成された「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、従業員一人ひとりが常に法令等の遵守を心掛ける企業風土を醸成させるために必要な社内体制を定め、その徹底と啓蒙活動を行っております。
4. 業務執行につきましては取締役会の意思決定のもと、各担当役員を中心に業務を執行する体制となっております。取締役会につきましては、「取締役会規程」に基づき毎月開催されており、重要事項の付議、決定、業績及び業務の進捗状況の報告がなされ、適宜修正、指示を行っております。定時取締役会に先立ち監査役会には事前に議案が示され、当該会議の直前に開催される社外監査役を含む監査役会においてその必要性、適法性等が審議され、取締役会において逐次質問、確認を通して取締役会の透明性を確保しております。また、経営戦略に係る事案の事前検討機関として代表取締役社長を含む常勤取締役・常勤監査役、本社各部門長、関連子会社役員を構成員とした「経営会議」を月2回定期的に開催し、各部門長からの報告、提案に基づき課題の検討、是正、指示を行っております。
5. 事業リスクについては以下の内容にて取り組んでおります。
  - ・「リスク管理規程」に基づき、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、内部統制・リスク管理部を主管として常時リスクに対する意識を高めております。
  - ・上記規程に基づき、潜在リスクについて具体的に記述した「リスク管理マニュアル」を制定し、潜在リスクに対するリスク抽出及びリスク評価を行い、迅速な対処とより実践的な対応を可能としております。
  - ・上記にもかかわらず、不測の事態が発生した場合は、リスク総括責任者、又はリスク総括副責任者を本部長とする対策本部を発足させ、速やかな調査と対応策を実践する体制としております。
6. 弁護士や会計監査人である監査法人より、法律、会計監査に関するそれぞれの分野の専門家としての意見を聴取し、取締役会及び経営会議上の参考としております。
7. 情報管理体制に関しましては、個人情報を含む情報全般について「情報全般の取扱いルール」及び「インサイダー取引防止規程」等において定め、全役職員に対し周知徹底に努めております。

書類の保管につきましては、「個人情報を含む書類は「個人情報管理台帳」に登録し、施錠できるキャビネット等で保管する。倉庫で保管する際は「倉庫管理システム」に登録し管理する。仮書類(メモ等)に個人情報が含まれる場合、その重要性を認識し施錠保管するようにする。」としております。

内部情報におきましては、情報取扱責任者を設置すると共に、「内部情報の伝達等の禁止」、「入手の禁止」を定めております。また、部門長は以下の点を徹底しております。

  - ・内部情報の社内外への漏洩防止のため必要な措置を講ずる。
  - ・内部情報が記録された書類、電磁的記録等の保管管理を厳重に行う。
  - ・内部情報が記載された書類、資料の作成(文書の作成、印刷等)を社外に委託する場合は、秘密保持について必要な措置を講ずる。

また、当社は、お客様からお預かりした個人情報を正確かつ安全に取り扱い、その信頼にお応えしたいとの考えのもと、平成18年10月にプライバシーマークを取得しております。
8. 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制は以下のとおりであります。
  - ・当社は「関係会社管理規程」を定め、企業グループの業務の適正を図るとともに、経営会議を通じ、グループ各社のトップとの意見交換を行い緊密な連携を図っております。
  - ・グループ各社に対し、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制を整備しております。
  - ・当社の監査部は子会社の業務についても監査を行うものとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

〈反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方〉

当社及び子会社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するために、次の基本方針を宣言しております。

1. 当社及び子会社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
2. 当社及び子会社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3. 当社及び子会社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
4. 当社及び子会社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
5. 当社及び子会社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

〈反社会的勢力排除に向けた整備状況〉

当社は、「企業理念」及び「行動理念」を経営の基本として、日本を代表する信頼・信用のある企業となることを経営の目標としております。また、この「企業理念」を実現していくために欠かせない当社企業倫理の基本を倫理憲章として定めるとともに、反社会的勢力に関する対応規程、不当要求・暴力行為対応マニュアルを定め、当社は社会的責任と公共的使命を認識し、健全なる業務運営を行います。

社内体制としましては、反社会的勢力への対応を統括する部署を総務部とし、(1)反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門は総務部に対し速やかに報告・相談し、脅迫暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察への通報がなされる態勢、(2)実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示するなどの態勢、(3)反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先様や株主様の属性判断の際に活用できる態勢、(4)所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士との連携態勢を構築しております。

また上記の態勢を適正に実施するために、不当要求・暴力行為対応マニュアルを整備し、役職員に対する研修や不当要求防止責任者制度を利用する等、反社会的勢力の排除に努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

